

# 「第2次広島県肝炎対策計画」の策定方針について

## 1 趣 旨

「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）第4条の規定に基づき、地域の実情に応じた肝炎対策を推進するため、第2次広島県肝炎対策計画を策定する。

## 2 計画改定を行う背景

- 平成20年1月：緊急肝炎ウイルス検査事業の開始
- 平成20年3月：「広島県肝炎対策計画～ウイルス性肝炎対策計画～」策定
- 平成20年4月：〈肝炎総合対策の開始〉インターフェロン治療に対する医療費助成の開始
- 平成22年1月：「肝炎対策基本法」の施行  
地方公共団体の責務（第4条）⇒地域の特性に応じた施策の策定及び実施
- 平成22年4月：〈肝炎医療費助成の拡充〉核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成の開始等
- 平成23年5月：「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定  
地域の実情に応じた肝炎対策の推進（第9-(3)）



「広島県肝炎対策計画」（平成20年3月）を新たな知見や情報に基づき見直しを行い、「第2次広島県肝炎対策計画」を策定する。

## 3 協議会における論点

- ① 「広島県肝炎対策計画（H20.3）」の総括  
課題（ア 検診体制の充実、イ 要診療者に対する保健指導の必要性、ウ 肝疾患診療体制の整備）への取組及び評価
- ② 目指す姿達成のために必要な施策の検討
- ③ 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月策定：厚生労働省）への対応

## 4 計画の策定方針

本計画の目指す姿：肝炎ウイルス検査が陽性であった県民全てが医療機関を受診する。

- ① 目指す姿を実現するために必要な取組、目標及び重点施策を明らかにする。
- ② 本県の“強み”を活かし“弱み”を克服する施策を検討する。
- ③ 肝炎対策を取り巻く社会情勢を踏まえ、重要性の高い事業を策定する。
  - \* 強み：広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制整備済み
  - \* 弱み：市町との連携及び職域への啓発が不十分

## 5 計画期間 5年間（平成24年度～平成28年度）

## 6 策定体制

県は、次の協議会の意見を聴いて計画を策定する。

- 広島県肝炎対策協議会：肝臓専門医、学識経験者、患者団体代表者等の委員8名で構成

## 7 スケジュール

区 分	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
作業スケジュール				
協議会の開催		○第1回開催 (9月)	○第2回開催 (11月末)	○第3回開催 (1月末)